

スイカ果実汚斑細菌病の発生にご注意ください

スイカ果実汚斑細菌病とは

- ・細菌による病気で、すいかやとうがん、メロンに感染し、幼苗から果実まで全ての段階で被害を与え、対応が遅れると被害は拡大します。
- ・本病は、種子伝染のほか、幼苗期からの灌水や接ぎ木による二次感染が知られ、罹病株の定植によりほ場でまん延することが知られています。

この細菌は植物に感染するものであり、ヒトや動物には感染しません。

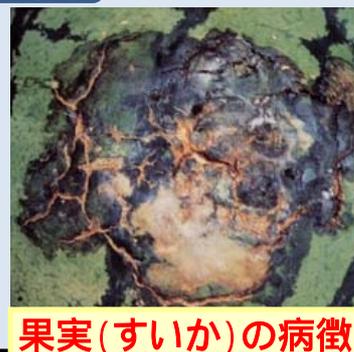
主な病徴(写真のような症状が出ます。)



苗の病徴



葉の病徴



果実(すいか)の病徴

スイカ果実汚斑細菌病が疑われれば

二次感染防止のため、感染が疑われる苗とその周辺の苗は移動せず、管理作業も控えて下さい。作業の際は、ハサミなどの器具や手を十分消毒してください。(参考1)
スイカ果実汚斑細菌病に登録のある農薬を散布してください。(参考2)
以下の関係機関に病徴、栽培状況等を連絡してください。

スイカ果実汚斑細菌病の情報や防除方法などは、こちらをご覧ください。
農林水産省 植物防疫課 のホームページ

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/info_1.html

(独)農業・食品産業技術総合研究機構 野菜茶業研究所のホームページ

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/laboratory/vegetea/pamph/004271.html

写真のような病徴を見つたり、お問い合わせは次の機関にご連絡ください。

【最寄りの植物防疫所】

横浜植物防疫所	輸出及び国内検疫担当	045-211-7155
名古屋植物防疫所	輸出及び国内検疫担当	052-651-0114
神戸植物防疫所	輸出及び国内検疫担当	078-331-2384
門司植物防疫所	輸出及び国内検疫担当	093-321-2809
那覇植物防疫事務所	輸出及び国内検疫担当	098-868-1679

【茨城県病害虫防除所】 029-227-2445

(参考1:スイカ果実汚斑細菌病の一般的な防除方法)

種子検定済み又は消毒済みの、スイカ果実汚斑細菌病菌が付着していない健全な種子を用いる。

作業に用いるハサミ、ナイフ等は、次亜塩素酸カルシウム剤500倍希釈液で消毒する。

手は、70%～80%の消毒用アルコールで消毒する。

ほ場において発生が懸念される場合には、銅剤等の農薬(参考2)を散布する。

発病株が残っていると、次作の感染源になる場合があることから、感染株はほ場外に持ち出して、耕起しても植物体が表面に出ないくらいの深さに埋没する。

(参考2:スイカ果実汚斑細菌病の登録薬剤(スイカの場合))

薬剤の種類	薬剤名	希釈倍率	使用時期	使用回数
カスガマイシン・銅水和剤	カスミンボルドー	1,000倍	収穫前日まで	5回以内
	カッパーシン水和剤			
銅・メタラキシル水和剤	リドミル銅水和剤	800倍	収穫7日前まで	3回以内
有機銅水和剤	キノドー水和剤40	800倍	収穫10日前まで	5回以内
	キノドーフロアブル	1,000倍	収穫前日まで	
	ドキリンフロアブル	800倍		